

令和4年度 佐野市

老人保健福祉施設等整備事業者の募集に関する質問と回答

質問内容と回答

受付	1	令和4年6月8日	メール・郵便
分類	混合型特定施設		
質問の概要	応募法人の履歴書について		
具体的内容	応募法人の履歴書は「法人沿革」でも良いか。		
回答	法人の既存の沿革等を転載しても問題はないが、履歴書には次の事項の記載が必要と考える。「法人名」「所在地」「代表者」「資本金（基本金）」「法人の事業内容」「沿革」。なお書式は問わない。		
備考			

令和4年度 佐野市

老人保健福祉施設等整備事業者の募集に関する質問と回答

質問内容と回答

受付	2	令和4年6月8日	メール・郵便
分類	混合型特定施設		
質問の概要	指導監査に関する報告書について		
具体的内容	直近の指導監査に対する報告書は栃木県内事業所についてで良いか。または県外も含めて直近のものが必要か。		
回答	栃木県外も含めて直近の指導監査や実地指導等に関するものを提出すること。なお、サービス種類は問わない。また、応募書類提出後であっても、必要に応じて書類の追加提出を市側から求める場合があるのでご了承いただきたい。		
備考			

令和4年度 佐野市

老人保健福祉施設等整備事業者の募集に関する質問と回答

質問内容と回答

受付	3	令和4年6月8日	メール・郵便
分類	混合型特定施設		
質問の概要	預金残高証明書について		
具体的内容	預金残高証明書は法人の所有するすべての通帳が必要か。		
回答	法人の資金計画や資金力の裏付けとなる主要な口座を提出すること。提出する口座の数は問わない。		
備考			

令和4年度 佐野市

老人保健福祉施設等整備事業者の募集に関する質問と回答

質問内容と回答

受付	4	令和4年6月8日	メール・郵便
分類	混合型特定施設		
質問の概要	医療機関への協力確認について		
具体的内容	協力医療機関について、協力についての確認は現時点では口頭レベルの協力確認でも良いか。		
回答	確約書等は不要。応募時には想定する医療機関と連携体制について協議を済ませておくこと。		
備考			

令和4年度 佐野市

老人保健福祉施設等整備事業者の募集に関する質問と回答

質問内容と回答

受付	5	令和4年6月8日	メール・郵便
分類	混合型特定施設		
質問の概要	計画地を含む広域的な道路地図について		
具体的内容	広域的な道路地図に記載するサテライト施設とは、同法人が運営する別の施設（サ高住等）も含まれるのか。		
回答	近隣の施設で、その協力を得て運営をしていく見込みであるものについては含める。		
備考			

令和4年度 佐野市

老人保健福祉施設等整備事業者の募集に関する質問と回答

質問内容と回答

受付	6	令和4年6月8日	メール・郵便
分類	混合型特定施設		
質問の概要	土地の取得について		
具体的内容	建設予定地について応募前に売買契約が済んだ場合は、その売買契約書を添付すれば、「土地売買確約書」「法人の印鑑登録証明書」は不要か。		
回答	売買契約が済み、土地の登記まで済んでいる場合は、その建設予定地の「土地登記事項証明書」があれば十分であるので「売買契約書」、「土地売買確約書」、「法人の印鑑登録証明書」のいずれも不要。応募までに登記が間に合わない場合については、「土地売買確約書」は不要であるが「売却者側の印鑑登録証明書」は必要であるので、売買契約書（写し可）と併せて提出すること。		
備考			

令和4年度 佐野市

老人保健福祉施設等整備事業者の募集に関する質問と回答

質問内容と回答

受付	7	令和4年6月8日	メール・郵便
分類	混合型特定施設		
質問の概要	敷地一覧表について		
具体的内容	建設予定地の測量が済んでいない場合、敷地一覧表等の「実測地積」は空欄でも良いか。		
回答	空欄でも良い。登記簿等から読み取れる「公簿地積」については記載すること。		
備考			

令和4年度 佐野市

老人保健福祉施設等整備事業者の募集に関する質問と回答

質問内容と回答

受付	8	令和4年6月8日	メール・郵便
分類	混合型特定施設		
質問の概要	重要事項説明書について		
具体的内容	重要事項説明書に事業所の電話番号・FAX番号の記載があるが、まだ決まっていない場合は、「(未定)」と記載してもよいか。		
回答	未定として良い。		
備考			

令和4年度 佐野市

老人保健福祉施設等整備事業者の募集に関する質問と回答

質問内容と回答

受付	9	令和4年6月10日	メール・郵便
分類	混合型特定施設		
質問の概要	土地の所有・貸借に関して		
具体的内容	現在Aが所有している土地を、BがAから土地を借りて、そこにBが建物を建てる。そのBが建てた建物を事業者が借りて特定施設の運営を行うことは認められるか。		
回答	可能とする。ただし、AからBへの賃貸借確約書とBから事業者への賃貸借確約書をそれぞれ提出すること。また、AからBへの土地貸借期間を30年以上とする等、「栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づいた内容となるようにすること。		
備考			